〈青森県史〉の窓 54

歴史に見る「温泉」①
江戸時代の温泉管理
～下風呂湯守文書より

中野渡　一耕
（県民生活文化課　県史編さんグループ　主幹）

世はなべて温泉ブーム。青森県は源泉総数全国6位、温泉地数は全国4位という温泉大国である（県庁ホームページより）。東京にお住まいの皆さんも、たまに故郷の温泉でのんびりしたいと思っている方も多いのでなかろうか。さて、自分の担当の回は「歴史にみる温泉」をテーマに何回かおつきあいいただく。

県史編さんグループ所蔵資料に「下風呂湯守文書」という古文書がある（上写真参照）。江戸時代、下風呂温泉を管理した「湯守」に関する取り決めである。

下風呂は言うまでもなく、下北地方を代表する温泉である。その歴史も古く、明暦2年（1656）には藩主が滞在する「御仮屋」管理のため湯守が任命されている記録がある（下風呂佐賀家文書）。江戸時代から大湯・新湯という2つの共同浴場があり、来遊した文人や、「邦内郷村志」（18世紀末成立）などの地誌にも記録されている。同書には「湯極めて熱く水と和して入浴す」（確かに今でも熱い！）、「松前・津軽庶民遠近無く往来し、群れをなす」と湯治客で賑わっている様が記されている。

下風呂湯守文書
（1761年・県史編さんグループ所蔵）

当文書は江戸時代中期、宝暦11年（1761）のもの。湯守の跡継ぎが絶えたので、前湯守の子長四郎に、再び村に帰り、跡を継いで欲しいという村人（代表者は現在の村長にあたる肝煎）からの嘆願書であり、これに対する長四郎の請書も残っている。

長四郎宛の嘆願書では、大湯と新湯は長四郎の先祖が代々湯守を勤めてきたことを再確認し、①大湯・新湯とも毎日朝夕の掃除は粗末なく勤めて欲しい。また、長四郎家は、諸郷役や町割（村の共益金）負担をこれまでどおり免除する。②大湯・新湯共に従来どおり屋根の葺き替えや諸普請は村で行い、長四郎家に負担はかけない。③湯元や戸井水口で洗濯や汚物を洗ったりさせない。もしする者があれば、見つかり次第捕らえて肝煎所まで知らせること。④他国から湯治人が来たときは湯銭を20文づつ徴収すること。⑤漁は自由にしてよい。などと定めている。

長四郎からの請書では、①少々の修繕は長四郎自身でする。②牛馬を繋ぐなど、湯元周辺を乱さないで欲しい。③もし自分に子孫がなかったり、急死した場合は村の中から後任を決めて欲しい。④武士には失礼なまねはしない。そのようなことがあれば、いつでも職を取り上げてよい。などと返答している。

これによれば、湯治客から入湯料を取っていたこと、湯の修繕は村の共同作業であり泉質管理にも気を配っていたことなどが分かる。このような湯守との誓約書が代々作られていたか定かでないが、当時の村内部の取り決めが分かり、興味深い。

長四郎の請書の中には、隣村の木野部や赤川（現むつ市大畑）の入湯客は毎日来ても湯銭は免除する、一方、例年「松前鯡屋」の出稼ぎに行く者が何日も日和待ちのため逗留するので、そのような者からは取り立てる、などとある。当時の下風呂の湯治客の様子を彷彿とさせよう。

現在の大湯
（2007年8月22日・中園裕撮影）